

## 令和3年度青森県公社等経営評価の結果について

### 1 経営評価に当たっての総論的事項

#### (1) 経営評価の目的及び方法

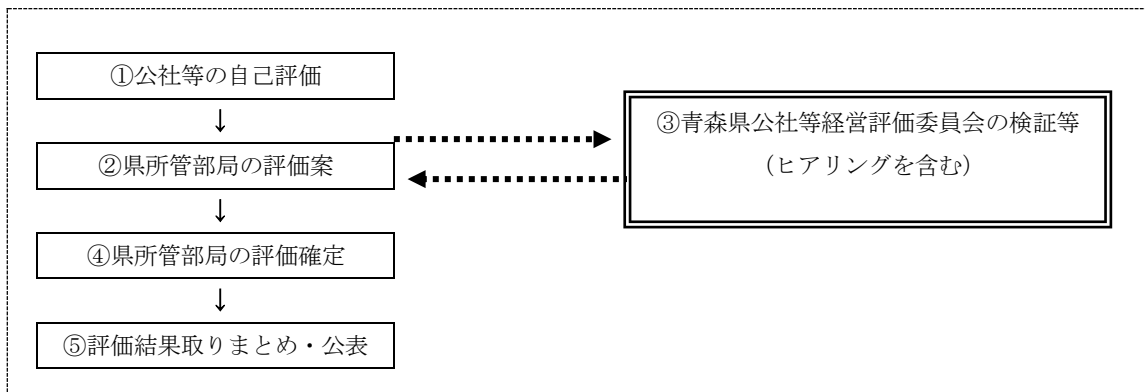
公社等の一層の効率化・経営健全化が図られるよう、その設立目的や役割等を点検し、県の関与のあり方の見直しや経営改革を進めるため、青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針第6条に基づき、経営評価を実施するものである。

経営評価に当たっては、公社等の組織のあり方や業務内容等について、本来的に、独立した法人である公社等が自ら見直しを実施していくものであるため、公社等による自己評価を行うこととし、さらに、その設立及び業務運営に深く関与してきた県所管部局において、適切に指導助言を行う必要があることから、県所管部局による評価を行うものである。

また、公社等の経営改革の進展を図るとともに、県としての適切な関わり方等について検討を深めていくためには、公社等の経営状況等を第三者の視点で検証し、専門的立場からの意見・提言を参考とすることが重要であることから、民間有識者等を活用した検証等を行うものである。

#### (2) 経営評価の流れ

- ① 公社等は、経営評価指標ごとに自己評価を行う。
- ② 県所管部局は、公社等の自己評価をもとに経営評価指標ごとに評価（○×評価）を行い、それらを総合的に勘案して、4段階の評価区分（A～D評価）に基づく総合評価案を作成する。
- ③ 県所管部局が行う経営評価の客観性を担保する観点から、第三者である青森県公社等経営評価委員会（以下「委員会」という。）が全22公社等の総合評価案の妥当性の検証等を行い、委員会が必要と認めた場合はヒアリングにより詳細な検証等を行う。
- ④ 県所管部局は、委員会の検証等結果を踏まえ、総合評価を確定する。
- ⑤ 県行政経営課は、①～④の経営評価結果を取りまとめ、公表する。



～参考～

◎公社等の定義

青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針（第2条関係部分抜粋）

公社等（用語の定義）

県が出資又は出捐等（以下「出資等」という。）を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人並びに県が25%以上出資等している一般社団法人、一般財団法人及び株式会社をいう。

◎青森県行財政改革大綱（平成30年12月策定）（公社等関係部分抜粋）

公社等について、法人の一層の効率化・経営健全化が図られるよう、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その設立目的や役割等を点検し、県の関与のあり方の見直しや経営改革を進めます。

青森県行財政改革行動計画（公社等関係部分抜粋）

公社等の経営健全化の推進

公社等の一層の効率化・経営健全化が図られるよう、各公社等の経営状況等について、新たに策定した中期経営計画の目標達成に向けた取組状況等を踏まえ、評価や指導助言を行うとともに、公社等及び県による評価等の検証等の観点から、引き続き、民間有識者等による経営評価を実施し、評価結果等の公表を行う。

また、公社等の自律的な法人運営の確立を促進する観点から、設立目的や県との役割分担等を点検し、県職員派遣や出資等県の関与の見直しを行う。

◎公社等経営評価の根拠

青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針（第6条関係部分抜粋）

公社等の経営評価

公社等は、経営状況等について自己評価を行うとともに、所管部局長による評価（以下「経営評価」という。）を受けるものとする。

なお、経営評価に当たっては、民間有識者等からなる青森県公社等経営評価委員会（以下「公社等経営評価委員会」という。）による検証等を受けるものとする。